

1 都市計画法改正について

- 頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するために改正された都市計画法では、集落内開発制度指定区域における災害リスクの高いエリア（災害レッドゾーン、災害イエローゾーン）を、原則として区域に含まないこととなった。
- 国の技術的助言では、災害イエローゾーンについては、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしやむを得ない場合には、例外的に条例区域に含むことを妨げるものではないと示され、安全上及び避難上の対策の実施を求める許可条件を付すこと等で条例区域に含むことが出来ると提示された。

〔条例改正〕

集落内開発制度の指定区域の法的な有効性を担保するために、法令改正に伴い規定の整備を行う。

令和4年第一回定例会で条例改正案議決
(令和4年4月1日施行)

〔取扱い内容等〕

- ・ 自治会長等への個別面談、地域説明会による意見聴取。
- ・ 都市計画審議会での意見聴取。
- ・ 熊本都市計画区域の1市3町の運用等を定める県等と調整。

取扱い内容等を同一都市計画区域内で整合させる方針

2 附帯決議について

(1)概要

「熊本市開発許可の基準等に関する条例」は令和4年第一回定例会で議決され、都市整備委員会で条例に関する附帯決議が付された。

- ✓ 土砂災害警戒区域も安全上の対策を条件に付して集落内開発制度から一律に除外しないこと。
- ✓ 集落内開発制度の区域見直しが予定されている令和7年までの猶予期間を設けること。
- ✓ 地域の実情に配慮した運用基準等を定め、市民への周知と理解の促進に努めるよう強く要請する。

(2)本市の対応

- ✓ 土砂災害警戒区域について、過去の実績・事例、対策等について、有識者等へ意見聴取を行う。
- ✓ 適用時期については、県や関係自治体と協議・調整する。
- ✓ 広報誌やHPで災害リスクを周知するとともに、取扱いについて、市民や関係地権者等への丁寧な周知・説明に努める。

3 今後の進め方について(案)

《県説明内容》「都市計画法改正に伴う集落内開発制度の運用について」より

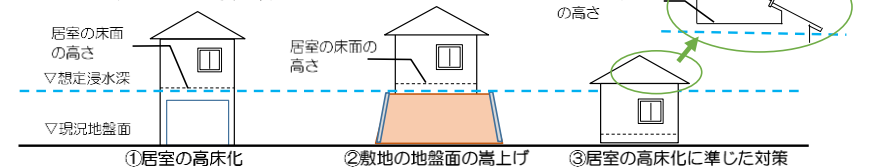
災害レッドゾーン等に加え法改正により明確化された「一定の浸水想定区域」は、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深が3m以上とする。

国の技術的助言を踏まえ、「安全上及び避難上の対策を許可の条件として付す区域」又は「避難場所への確実な避難が可能な区域」については、集落内開発区域から除外しないこととする。

1. 安全上及び避難上の対策⇒許可の条件
避難可能な居室等の床面の高さが想定浸水深以上となるような対策で、次のようなものが考えられる。(図1)
①居室の高床化
②敷地の地盤の高上げ
③居室の高床化に準じた対策(居室と同等の居住性を有し、かつ直接外部への避難が可能な空間を確保)

なお、上記①～③と同様の効果が認められる対策についても、県民から広く提案(意見)を求めることとする。

図1 安全上及び避難上の対策の例



2. 避難場所への確実な避難が可能な区域
市町の地域防災計画に定められた避難場所への確実な避難が可能な土地の区域として、市町が指定する区域とする。

【今後のスケジュール(案)】

令和4年7月～8月 パブリックコメント
10月 新たな運用基準の公表
令和5年4月～ 運用開始

※県は、従前から土砂災害警戒区域を集落内開発制度指定区域から除外している

(土砂災害警戒区域の取扱いに関する有識者意見)

- ✓ 土砂災害警戒区域の指定は新たな開発を抑制するために指定しており、法改正の趣旨からも除外するべき。
- ✓ 洪水は、河川や降雨状況によってある程度予測が可能である。一方で、土砂災害は、降雨状況のみならず、地震や地形・地質条件に起因するなど、災害発生の予測・規模の想定が難しく、擁壁の設置等の安全上の対策が困難であることから、土砂災害警戒区域内の居住は好ましくない。

(その他)

- ✓ 土砂災害は毎年、全国で発生(年平均1,476件)しており、それに伴い人的・家屋被害が出ている。《国土交通省資料より》

⇒同一都市計画区域内で整合を図ることを基本としつつ現状を説明し意見聴取を行う。

4 意見聴取等について

- ✓ 都市計画審議会で見聞聴取を行う。
- ✓ その後、パブリックコメントや地域説明会、関係団体への説明、意見聴取を行う。
- ✓ 取扱いが決定された後、郵送等により関係地権者等へ内容を周知する。